

和気町自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱をここに公布する。

令和4年9月20日

和気町長 太田 啓補

和気町告示第29号

和気町自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内に居住する高齢者に対し、自動車急発進抑制装置整備に要する費用の一部を補助することにより、安全運転意識の向上を図り、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とし、その補助金を交付することについて、和気町補助金等交付規則（平成18年和気町規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自動車急発進抑制装置」とは、国土交通省が認定しているもので、自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれた際に急発進を抑制し、又はアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれた際にブレーキ操作が優先される後付けできる装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 申請日において、町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている満65歳以上の者であること
- (2) 申請に係る補助対象車両の自動車検査証に記載された使用者であること
- (3) 非営利かつ自ら使用する自動車へ整備する者であること
- (4) 自動車運転免許証を保有している者であること
- (5) 町税等を滞納していない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(自動車急発進抑制装置の整備事業者)

第4条 補助対象となる自動車急発進抑制装置の整備事業者は、中国運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受けた岡山県内の事業者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、自動車急発進抑制装置の整備に要する費用とする。ただし、国、県その他の公的機関が実施する補助事業により、補助の対象となっている経費は除く。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、自動車急発進抑制装置の本体及びその取り付けに係る費用の3分の2以内の額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人につき車両1台かつ1回限りとする。ただし、第15条第1号又は第4号の事由に該当する場合は、この限りではない。

(予算が不足する場合の措置)

第7条 補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付の申請の受付を中止することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 自動車検査証の写し（申請者名義）
- (3) 自動車運転免許証の写し
- (4) 町税等及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査の上、補助金の交付の適否を決定し、補助金等交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等の計画を変更しようとするとき、又は補助事業等を中止しようとするときは、補助事業等計画変更・中止申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにこれを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第14条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたもの又は補助金を目的以外に使用したものと認めるときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、当該者に対し、補助金等返還命令書（様式第8号）によりその返還を命じるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けて整備した自動車急発進抑制装置整備自動車は、法令等の規定に基づき適正に管理し、整備完了日から起算して1年間は、交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で自動車急発進抑制装置を処分するとき。
- (2) 病気等の事由により補助対象自動車の運転が困難になったとき。
- (3) 運転免許証を返納したとき。
- (4) その他自動車急発進抑制装置を処分することに相当の理由があるとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

<様式 略>